

「しまくとうばアニメオリジナル事業委託業務」企画提案仕様書

1 事業名

しまくとうばアニメオリジナル事業委託業務

2 事業期間

契約締結の日から令和7年3月10日まで

3 事業目的

本業務は、若年層（主に小学生）をターゲットにした「しまくとうばアニメオリジナル」の動画制作及び配信を行うことにより、「しまくとうば」の普及促進に資することを目的とする。

4 委託料の上限額

委託料の上限額は10,200千円以内（消費税及び地方消費税含む）とする。ただし、当該金額は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

5 委託料支払方法

業務完了後の精算払いとする。

6 委託業務内容

(1) 委託範囲

受託者は、企画、動画構成、台本作成、演出、使用するキャラクターのライセンス保有者（法人等含む）との交渉・調整、素材作成（イラスト、CG、テロップ等）、撮影、編集、ナレーション、収録、BGM音源制作または選曲等、動画制作にかかる作業の一切の業務並びに配信及びプロモーションを行うこと。

(2) 企画・構成

ア プロポーザルでの提案内容を基に、本県と協議を行い、内容を決定する。

イ 若年層のしまくとうばへの関心を高める効果が期待できる内容を提案すること。

例 県内で認知率が高く、効果が期待できるキャラクター等を使用するなど。
※ただし、アニメやキャラクターについては、既存のものに限定せず、新たに制作するオリジナルのものでも可とする。

ウ 肖像権や著作権について必要な手続きは委託業務に含むものとするが、制作、編集はもとより、納品後の加工、放映（Youtube等へのアップ、テレビ局

等への提供・貸出を含む。)にあたり、著作権等に係る新たな費用を発生させないための処理(事前処理を含む)を行うこと。

※プロポーザルの際には、本事業の趣旨内容等について、使用するキャラクターのライセンス保有者等へ事前の確認のもとに提案すること。

(3) 制作及び編集

ア しまくとぅばのテーマを決め、テーマに合った「しまくとぅば」に興味をひくアニメ動画を制作する。

例:「しまくとぅば挨拶編」

イ 制作本数は、6本以上とし、1本あたりの動画全体の再生時間は各種SNS等で拡散できる5分以内のショートアニメを基本として提案すること。

ウ エンドタイトルに「制作・著作 沖縄県文化観光スポーツ部 文化振興課 しまくとぅば普及推進室」と掲載する。

(4) プロモーションの実施

制作したアニメについて、SNSや動画共有サイト等を活用し、周知を図るとともに、プロモーションを行うこととし、当該手法について提案すること。

(5) 配信

制作したアニメについて、配信することとし、当該動画配信手法について提案すること。

また、県の指定したサイトへもアップすること。

(6) 「動画仕様」

ア wmv形式及びmp4形式とすること

イ mp4形式については、各種SNS(YouTube、インスタ、TikTok等)にアップロード可能で、画像音声が鮮明に視聴できる仕様とし、シーンに応じて字幕やBGMも挿入すること

ウ CG、アニメーション、フレームバイフレームなど、表現方法は自由

(7) 納品

DVDに収録して納品すること。枚数は原版1枚及び複製5枚とする。

(8) 実施計画書、支払関係書類、成果報告書の作成業務

ア 実施計画書の作成(1部)

イ 成果報告書及び業務遂行のために制作した文書など関連資料を印刷した資料一式

ウ 経費の支払い業務及び関係書類の整理・保管

(9) その他

ア 動画制作、楽曲使用等で必要となる手続きは受託者が行うこと。

イ 制作した動画は、事業終了後も永続的に県が自由に使用できるよう必要となる事前調整及び手続を行うこと

ウ この他定めのない事項については、県と協議し、決定すること

7 責任者及び主任担当者

(1) 受注者は業務の円滑な進捗を図るため、相当の経験を有する責任者及び主任担当者を配置すること。

(2) 責任者は、業務の全般にわたり、業務管理を行うこと。

(3) 主任担当者は、実施前及び実施中に県と十分協議を行うこと

8 秘密の保持

受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用しないこと。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録等を第三者に閲覧させ、複写または譲渡しないこと。ただし、県の下承を得た場合はこの限りでない。

9 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、契約の主たる部分となる契約金額の1/2を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務については、その履行を第三者に委任し、又は負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ文化振興課が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

上記(1)及び(2)を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときには、あらかじめ書面による文化振興課の承認を受けなければならない。なお、以下に例示するものについては、「承認手続の例外」とする場合がある。

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計

10 著作権

- (1) 受託者は、本委託業務の実施に伴い新たに制作したものについて、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。これは、受託者の従業員に著作人格権が帰属する場合にも適用し、本業務終了後も効力を有する。
- (2) 本委託業務の実施に伴い発生した、著作権法第 2 章第 3 節第 3 款に規定する権利（以下「著作権」という。）は沖縄県に帰属する。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

11 納品期限

動画制作後に成果物を 20 日以内に順次提出すること。但し、成果報告書については、事業完了後 10 日以内に提出すること。

12 経費区分

積算の経費については、以下の内容で提出すること。なお、各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

- (1) 直接人件費
- (2) 直接経費（報償費、使用料及び賃借料、消耗品費、通信運搬費等）
- (3) 再委託費（直接経費のうち、再委託を行う経費については明記すること）
 - ※再委託には、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も含まれる。
 - ※請負の例：（パンフレットの制作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品輸送等）
- (4) 一般管理費（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内
- (5) 消費税（各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記する）
- (6) その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）